

## 最近の「食の安全・安心」に関する事案について

**平成25年度 学校給食おいしい県産農林水産物活用事業について**

この事業は、風評により使用を控えている安全・安心な県産農林水産物を小中学校の学校給食の場で活用してもらい、児童生徒の望ましい食生活の形成や、感謝の心・郷土愛を育むことを目的としています。

年度当初は、地場産物活用状況調査結果に基づき、市町村を限定していましたが、県全体としてさらに県産農林水産物の活用を推進していけるよう、事業の内容を改正しました。

ぜひ積極的に事業を活用していただき、県産農林水産物の利用促進をお願いします。

**○どんな事業ですか？**

市町村立小中学校及び市立養護学校（小学部・中学部）の学校給食に使用する県産農林水産物を購入する経費に補助する事業です。

補助額は児童生徒1人あたり500円を上限とし、対象となる児童生徒数に乗じた金額となります。

**○どこが事業実施主体になれますか？**

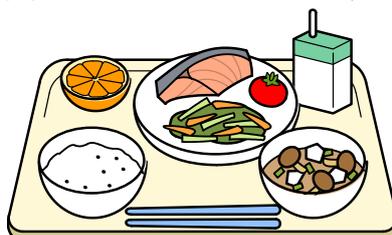
今回の改正により、当初の31市町村から、全市町村を対象としました。

また、市町村だけでなく、市町村教育委員会や市町村立小中学校、市立養護学校、学校給食センター、共同調理場からの事業申請ができるようにしました（私会計を持っている組織が独自に申請できます）。

**○どんな食材が対象となりますか？****【対象食材】**

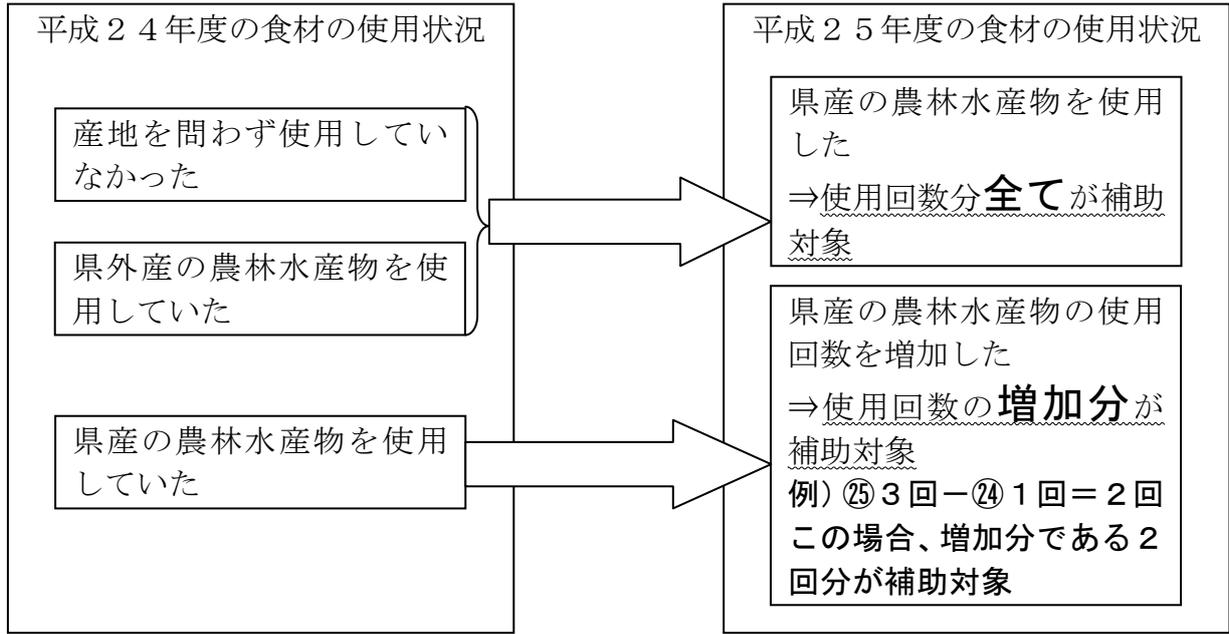
県産農林水産物で、穀類、いも及びでんぷん類、豆類、緑黄色野菜類、その他野菜類、果実類、きのこ類、魚介類、鳥獣肉類（肉類）、鳥獣肉類（卵類）に分類できる食材が対象となり、この分類以外のもの（牛乳・種実類・調味料）は対象となりません。

また、当初は、米を対象外としていましたが、今回の改正では米も対象としました。



裏面に続く→

【食材の使用】 下図のとおり



○事業の実施期間はいつまでですか？

今年度分は、平成26年3月31日までです。

【参考】 これからも学校給食で利用可能な県産農林水産物

- 穀 類：精白米、もち米 等
- いも及びでんぷん類：ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ、こんにゃく 等
- 豆 類：大豆、小豆、豆腐、焼豆腐、油揚げ、凍り豆腐、納豆、きな粉 等
- 緑黄色野菜類：カボチャ、トマト、ブロッコリー 等
- その他野菜類：大根、もやし、はくさい、根深ねぎ、切り干し大根 等
- 果実類：リンゴ、イチゴ、果実缶詰、果実ジュース、ジャム類 等
- きのこ類：しいたけ、ナメコ、マッシュルーム、干しいたけ 等
- 魚介類：かまぼこ 等
- 鳥獣肉類（肉類）：豚肉、鶏肉、牛肉 等
- 鳥獣肉類（卵類）：鶏卵、うずら卵 等

この事業についての詳しい内容については、管内の農林事務所企画部または、県庁農産物流通課までお問い合わせください。

県北農林事務所	企画部	電話	024-535-0382
県中農林事務所	企画部	電話	024-935-1510
県南農林事務所	企画部	電話	0248-23-1576
会津農林事務所	企画部	電話	0242-29-5369
南会津農林事務所	企画部	電話	0241-62-5252
相双農林事務所	企画部	電話	0244-26-1153
いわき農林事務所	企画部	電話	0246-24-6152
農林水産部	農産物流通課	電話	024-521-7354